

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

医療費給付規程

昭和 41 年 6 月 25 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟の定款第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき実施する、現職会員医療保険（以下、「この保険」という。）事業に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(加入資格)

第 2 条 この保険の普通保険約款（以下、「約款」という。）第 2 条第 1 項に定める保険の加入資格は、定款第 5 条第 1 項に定める正会員とする。

(同意書の提出)

第 3 条 事業主は、あらかじめこの保険について同意及び承認のうえ、所定様式「同意書」をこの連盟に提出しなければならない。

(加入申込)

第 4 条 正会員が、この保険に加入しようとするときは、別に定める所定様式により申し込み、契約を締結しなければならない。

(被扶養者名簿の提出)

第 5 条 事業主は正会員別に、別に定める所定様式により被扶養者名簿をこの連盟に提出しなければならない。

② 前項の被扶養者名簿は、全国健康保険協会より交付された被保険者証と一致しなければならない。ただし、次の事項について事業主及びこの連盟が認めた者に限り被扶養者とみなす。

- 1 正会員の配偶者が、この連盟加入事業所以外に勤務する健保の被保険者の被扶養者となっている者。
- 2 自家営業のため国保に加入している正会員の配偶者及び扶養すべき同居の親族。

(保険料)

第 6 条 保険料は標準給与の 1.2%とし、事業主と正会員個人の折半とする。

(標準給与)

第7条 前条の標準給与は毎年9月1日を基準日とし、健康保険の標準報酬月額を準用する。

② 前項の標準給与は、毎年9月から翌年8月まで適用し、随時改定は行わない。

(標準給与の提出)

第8条 事業主は正会員別に標準給与表を作成し、毎年9月10日までにこの連盟に提出しなければならない。

(保険料の源泉控除)

第9条 事業主は、保険料を正会員の給与支給日において控除し、事業主負担分と共に毎月この連盟に納入しなければならない。

(保険料の免除)

第10条 約款第9条第1項及び第2項に定める保険料の免除は、正会員個人負担分のみとする。

(医療任意継続会員)

第11条 この連盟の退職役職員互助規程第6条による任意継続会員で退職時満55才以上の者に限り、医療任意継続会員となり約款第2条第2項に定める保険に加入することができる。

② 前項の保険に加入しようとするときは、別に定める所定様式により申し込み、契約を締結しなければならない。

③ 保険料は、退職時のこの保険料と同額とする。

④ 医療任意継続会員は次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日から資格を喪失する。

1 死亡したとき

2 満60才に達した日

3 任意脱退したとき

(解約)

第12条 この保険に加入する正会員が、この連盟の退職会員医療保険に加入する場合、若しくは加入している場合、所定様式にて届出をし、この保険を解約することができる。

(給付の種類)

第 13 条 この保険による給付の種類は次に掲げるとおりとする。

- 1 医療費給付金
- 2 療養給付金
- 3 結婚給付金
- 4 出産給付金
- 5 弔慰金
- 6 一部負担額助成
- 7 健康活動に必要な給付

(医療費給付金)

第 14 条 医療費給付金は、健康保険対象医療費一部負担金と入院時食事料標準負担額の総額から、会員一部負担額を控除した額を給付する。ただし、健康保険法等に定める法定給付額及び公費負担額並びに公費助成額は除くものとする。

② 会員一部負担額は、1 診療者、1 診療月、1 医療機関（保険調剤薬局の調剤費は院外処方した医療機関の医療費一部負担金と合算）毎とし、金額は約款に定めるところによる。

③ この連盟の所定様式にかかる領収証明書費用を医療機関に支払ったとき、約款に定めるところにより給付する。

(療養給付金)

第 15 条 正会員及びその被扶養者が 30 日以上入院したとき、約款に定めるところにより給付する。ただし、被保険者 1 人につき 1 年度 1 回までの給付とする。

(結婚給付金)

第 16 条 正会員が結婚したとき、約款に定めるところにより給付する。

(出産給付金)

第 17 条 正会員又はその配偶者が出産したとき、約款に定めるところにより給付する。

(弔慰金)

第 18 条 正会員又はその配偶者が死亡したとき、約款に定めるところにより給付する。

(一部負担額助成)

第 19 条 同月内に正会員及びその被扶養者の会員一部負担額以下の医療費合計が高額であるとき、約款に定めるところにより給付する。

(健康活動費給付)

第 20 条 疾病の早期発見とその予防対策及び健康増進のための費用について、予算の範囲で別に定める要領により給付金を交付することができる。

② 給付金交付の額は、毎年度別に定める。

(給付請求)

第 21 条 この規程に定める給付の請求は、別に定める所定様式により所属団体を經由してこの連盟へ提出するのとする。ただし、医療任意継続会員についてはこの限りでない。

② 前項にかかわる請求期限は、約款第 26 条の定めるところによる。ただし、前条における給付の請求期限は毎年度内とする。

(給付の遅延利息)

第 22 条 約款第 18 条第 4 項に基づき、この連盟における不備等により支払期限を超えて給付金を支払う場合、支払期限の翌日から給付金支払日までの日数について、支払給付金に年 5 分の割合により計算した遅滞利息を支払う。ただし、請求書類等の不備による支払遅延はこの限りでない。

(運営委員会)

第 23 条 この保険事業を円滑に運営するため、運営委員会を設ける。

② 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。

(会計)

第 24 条 この規程に基づく会計は、特別会計とする。

(準備金等の積立)

第 25 条 この連盟は毎事業年度末において、認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）の定めにより、次の準備金等を積み立てるものとする。

- 1 異常危険準備金
- 2 既発生未報告支払備金
- 3 価格変動準備金

(収支差額)

第 26 条 この特別会計の収支差額を他の事業に充当することはできない。

(欠損金の処理)

第 27 条 この特別会計から欠損金を生じたときは、準備金を以ってこれに充て、なお不足するときは翌事業年度においてこれを補填するものとする。

(改 廃)

第 28 条 この規程の改廃は、総会の決議を経るものとする。

② 前項のこの規程の廃止は、出席者の 2/3 以上の同意を得なければならない。

附 則 (昭和 60 年 7 月 13 日一部改正)

(経過措置)

① この規程の施行の際、改定前の規定に基づく、脱退給付金は、次により給付する。

(1) 昭和 60 年 7 月 31 日を以って、当該会員の給付額を確定し、当該会員がこの連盟を脱退した時にこれを給付する。ただし、給付額確定以後において被扶養者を有した会員には給付しないものとする。

② この規程は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則①(経過措置)は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 7 月 14 日一部改正)

① この規程は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

② 昭和 62 年 7 月 31 日現在の会員については、第 7 条の規定を昭和 65 年 8 月 1 日から適用するものとし、この間は、改正前の規定を適用する。

③ 昭和 62 年 7 月 31 日現在の任意継続会員については、第 7 条の規定にかかわらず改正前の規定を適用する。

附 則 (平成 2 年 7 月 17 日一部改正)

この規程は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条・第 10 条及び第 13 条の規定に基づく給付金は、当該請求事由の発生が平成 2 年 7 月 31 日以前のものについては、改正前の規定を適用するものとする。

附 則 (平成 7 年 7 月 19 日一部改正)

この規程は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 22 日一部改正）

この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 10 日一部改正）

この規程は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 14 日一部改正）

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 18 日改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 20 日改正）

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 27 日一部改正）

① この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

② 昭和 60 年 7 月 31 日で確定した脱退給付金は、令和 3 年 8 月に当該正会員に給付する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。